

岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する者が経営を確立できるよう、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「育成総合対策実施要綱」という。）に定める要件を満たす交付対象者に対して予算の範囲内で交付する岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金（以下「資金」という。）について、育成総合対策実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象及び要件等)

第2条 資金の交付要件等は、育成総合対策実施要綱別記2第5の2(1)（以下「交付要件」とする。）のとおりとする。

(資金の額)

第3条 資金の交付額は、育成総合対策実施要綱別記2第5の2(2)に基づき、資金を交付する期間（以下「交付期間」という。）1月につき125,000円とし、その交付期間は、最長で3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。

(青年等就農計画等の承認)

第4条 資金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、育成総合対策実施要綱別記2第6の2(1)に基づき、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金申請追加資料（様式第1）を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、青年等就農計画及び資金申請追加資料（以下「青年等就農計画等」という。）の内容について審査し、交付要件及び「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について」（令和4年3月29日付け3経営第3216号就農・女性課長通知。）を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、青年等就農計画等を承認し、青年等就農計画等承認通知書（様式第2）によりその旨を通知するものとする。

3 前2項の規定は、青年等就農計画等を変更する場合に準用する。

(交付の申請)

第5条 申請者は、育成総合対策実施要綱別記2第6の2(3)の規定に基づき、岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付申請書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、当該申請に

係る書類を審査し、適当であると認めた場合は、資金の交付を決定し、岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、前条の規定による通知（以下「交付決定通知」という。）を受けた場合において、当該通知に係る経営開始資金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、文書をもって申請の取下げをすることができる。

（経営開始資金の交付）

第8条 交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知に基づき資金を請求するときは、岩倉市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付請求書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（交付の中止又は休止の届出）

第9条 交付決定者が農業経営を中止しようとする場合は、育成総合対策実施要綱別記2第6の2(4)の規定に基づき、中止届（様式第6）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定者が農業経営を休止しようとする場合は、育成総合対策実施要綱別記2第6の2(5)のアの規定に基づき、休止届（様式第7）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により休止届を提出した交付決定者が農業経営を再開する場合は、育成総合対策実施要綱別記2第6の2(5)イの規定に基づき、経営再開届（様式第8）を市長に提出しなければならない。

（就農状況報告等）

第10条 交付決定者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までに、その直前の6か月の就農状況を、就農状況報告書（独立・自営就農）（様式第9）により市長に報告しなければならない。

2 交付決定者は、交付期間の終了後5年間（第4項の手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた5年間。以下同じ。）は、毎年7月末及び1月末までに、その直近6か月の作業日誌（独立・自営就農）（様式第10）を市長に提出しなければならない。

3 交付決定者は、交付期間内及び交付期間の終了後5年間に氏名、住所等を変更した場合は、その変更後1か月以内に住所等変更届（様式第11）を市長に提出しなければならない。

4 交付決定者は、交付期間の終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に就農中断届（様式第12）を市長に提出しなければならない。この場合において、就農中断期間は、就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は、就農再開届（様式第13）を市長に提出するものとする。

5 交付決定者は、交付期間の終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に、離農届（様式第14）を市長に提出しなければならない。

（交付金の返還）

第11条 市長は、交付決定者が育成総合対策実施要綱別記2第5の2(4)の規定に該当する場合は、資金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（返還免除の承認）

第12条 交付決定者は、育成総合対策実施要綱別記2第5の2(4)ただし書に規定する病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、育成総合対策実施要綱別記2第6の2(7)の規定に基づき、返還免除申請書（様式第15）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月21日から施行する。